

# 高等職業訓練促進給付金等のご案内

## 1 高等職業訓練促進給付金等とは

### ● 内容

専門的な資格取得を容易にするため、母子家庭の母または父子家庭の父が6月以上の課程の養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るために支給するものです。また、養成機関での訓練を修了した場合についても、修了支援給付金を支給します。

<令和6年4月1日から>

看護師・介護福祉士・保育士の資格取得を目指し、養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金にさらに県独自の給付金（特定高等職業訓練促進給付金）を上乗せして支給することとしました。

### ● 支給対象者

県内の町村に居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 現に20歳未満の児童を扶養している方
- (2) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方（※）
- (3) 県保健福祉事務所の母子・父子自立支援員との相談を通じて、資格を取得する可能性が高く、就職のために必要であると認められる方
- (4) 仕事や育児と養成機関での修業の両立が困難であると認められる方

※ 所得水準を超えた場合であっても、対象者となることがありますので別途ご相談ください。

### ● 対象資格

【高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金】

- ・ 看護師（※准看護師を含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
- ・ 美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・その他神奈川県が必要と認める資格

【特定高等職業訓練促進給付金】

- ・ 看護師（※准看護師を含まない）・介護福祉士・保育士

### ● 支給対象期間

支給申請書を受理した月以降、養成機関での修業が修了するまでの期間（上限4年）

### ● 支給額

|                 | 市町村民税非課税の方 | 市町村民税課税の方 |
|-----------------|------------|-----------|
| 高等職業訓練促進給付金（月額） | 100,000円   | 70,500円   |
| 高等職業訓練修了支援給付金   | 50,000円    | 25,000円   |

※支給期間中に市町村民税の課税状況が変わった場合、支給額を変更します。

※最後の12か月間は、月額4万円が加算されます。

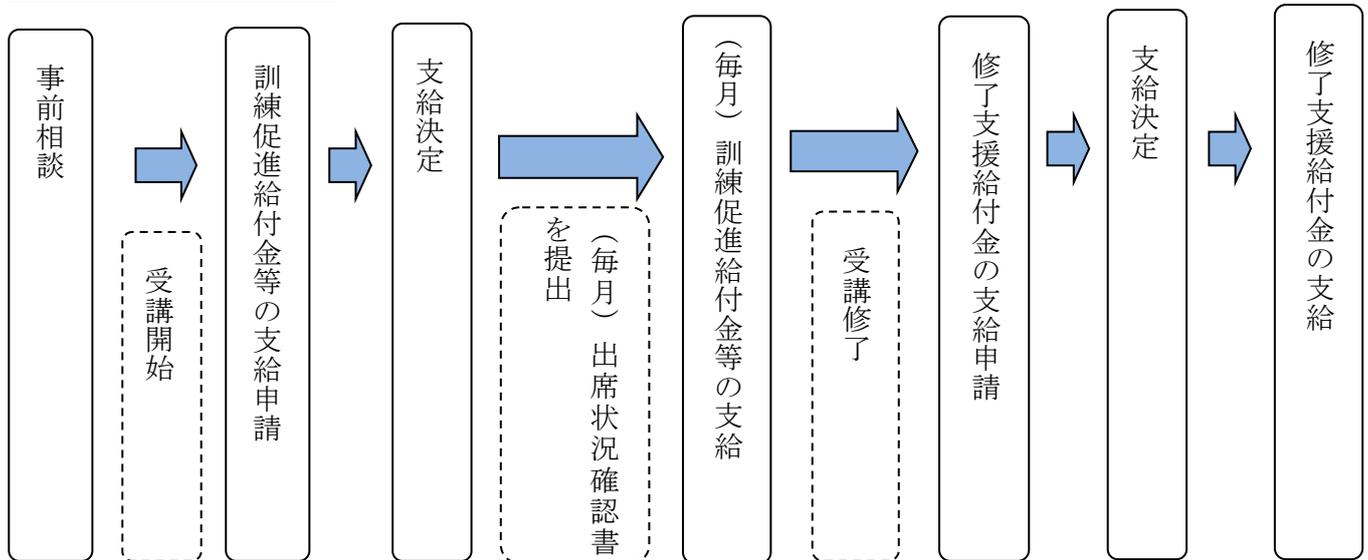
<令和6年4月1日から>

|                   | 扶養児童が2人以下<br>の世帯 | 扶養児童が3人以上<br>の世帯 |
|-------------------|------------------|------------------|
| 特定高等職業訓練促進給付金（月額） | 30,000円          | 50,000円          |

※高等職業訓練促進給付金（月額）に上乗せして支給します。

※児童が20歳となる等により支給期間中に扶養児童の人数が変わった場合は、支給額を変更します。

## 2 申請・手続きの流れ



### ● 事前相談

申請前に事前相談を行います。事前相談では支給の必要性や要件等の確認を行います。

### ● 訓練促進給付金等の支給申請

**指定された期日までに、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」とともに下記書類を県の保健福祉事務所に提出してください。** 県子ども家庭課で支給要件等の審査を行います。

- ① 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ② 児童扶養手当証書等の写
- ③ 同意書（県審査につき、地方税及び児童扶養手当情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ④ 修業している養成機関の長が発行する在学証明書等
- ⑤ 修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書類（訓練期間の2年次以降）
- ⑥ 高等職業訓練促進給付金等自立計画書

#### <注意事項>

・マイナンバー法(※1)により、申請書にマイナンバーの記載と、本人確認のための書類(※2)の提示等が必要となります。

・申請者が、親族等民法上の扶養義務者と同居または同一敷地内等に居住している場合は、扶養義務者全員のマイナンバーの記載が必要となります。

・同意書の提出ができない場合は、次の書類も申請時に提出してください。

- ① 世帯全員の住民票の写
- ② 市町村民税課税証明

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ※2 「個人番号カード」等

### ● 支給決定

審査の結果に基づき支給の可否を決定した後、県子ども家庭課から申請者あてに支給決定通知書を送付します。

### ● 訓練促進給付金等の支給

訓練促進給付金・特定訓練促進給付金は月単位で支給しますので給付金の受給にあたっては、出席状況確認書（養成機関に在籍していることを確認します）を毎月10日までに必ず提出してください（出席状況の報告がなかったり、提出が遅れたりした場合は、所定の期日に口座への振込みができない場合があります）。

● 修了支援給付金の支給申請

養成機関での修業の修了後、30日以内に「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」とともに下記書類を県の保健福祉事務所に提出してください。 県子ども家庭課で支給要件等の審査を行います。

- ① 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ② 児童扶養手当証書等の写
- ③ 同意書（県審査につき、地方税及び児童扶養手当情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ④ 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類
- ⑤ 単位取得証明書（修業していた養成機関で発行可能な場合）
- ⑥ 高等職業訓練促進給付金等自立計画書

<注意事項>

- ・マイナンバー法(※1)により、申請書にマイナンバーの記載と、本人確認のための書類(※2)の提示等が必要となります。
- ・申請者が、親族等民法上の扶養義務者と同居または同一敷地内等に居住している場合は、扶養義務者全員のマイナンバーの記載が必要となります。
- ・同意書の提出ができない場合は、次の書類も申請時に提出してください。

①世帯全員の住民票の写 ②市町村民税課税証明

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ※2 「個人番号カード」等

● 支給決定

審査の結果に基づき支給の可否を決定した後、県子ども家庭課から申請者あてに支給決定通知書を送付します。

● 修了支援給付金の支給

県子ども家庭課において支給決定後、指定された口座に修了支援給付金を振込みます。

**3 留意事項**

- 申請が受理されても、申請者の経済状況やその他の理由により支給されない場合があります。
- 受講期間が1年以上の期間にわたる等年度をまたいで支給を受ける場合は、毎年4月に当該年度分の給付申請を行うことが必要です。
- 4月から7月までに支給決定を受けた場合は、8月以降、当該年の市町村民税の課税状況（同居親族を含む）を確認し、支給内容等について再度審査したうえで、改めて支給の可否を決定します。
- 欠席、休学等により、1日も出席していない月があった場合は、その月の支給はありません（夏期休暇等あらかじめカリキュラムに組み込まれている場合は除きます）。また、オンライン受講等により出席日数が0日の場合は、出席状況確認書と併せて履修状況・内容報告書類（任意様式）を提出してください。
- 出席状況確認書や単位取得証明書類により、資格取得が見込めない場合、支給決定を取り消すことがあります。
- 支給対象期間中に留年した場合、留年している期間の支給はありません。ただし、その後進級した場合は改めて支給を受けることができます（再度申請が必要となります）。
- 支給決定を受けた後でも、以下のとおり支給要件に該当しなくなった場合は受給資格を喪失しますので支給は受けられなくなります。
  - ・再婚等で母子家庭の母、父子家庭の父でなくなった場合
  - ・県内の町村に住所を有しなくなった場合

- ・退学等により修業を取りやめた場合
- ・収入の増加等により、給付の必要性が認められなくなった場合

#### 4 相談・申請窓口

詳しい内容等や事前相談については、お住まいの町または村を所管する県保健福祉事務所、または神奈川県福祉子どもみらい局子ども家庭課家庭福祉グループ（045-210-1111 内線 4672）にお問い合わせください。

| 名称                    | 電話番号         | 所在地                  | 所管地域                    |
|-----------------------|--------------|----------------------|-------------------------|
| 平塚保健福祉事務所             | 0463-32-0130 | 平塚市豊原町 6-21          | 大磯町、二宮町                 |
| 平塚保健福祉事務所<br>茅ヶ崎支所    | 0467-85-1173 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7        | 寒川町                     |
| 鎌倉保健福祉事務所             | 0467-24-3900 | 鎌倉市由比ガ浜 2-16-13      | 葉山町                     |
| 小田原保健福祉事務所            | 0465-32-8000 | 小田原市荻窪 350-1         | 箱根町、真鶴町、湯河原町            |
| 小田原保健福祉事務所<br>足柄上センター | 0465-83-5111 | 足柄上郡開成町吉田島<br>2489-2 | 中井町、大井町、松田町、<br>山北町、開成町 |
| 厚木保健福祉事務所             | 046-224-1111 | 厚木市水引 2-3-1          | 愛川町、清川村                 |

※市にお住まいの方は、各市のひとり親家庭福祉主管課にお問い合わせください。